

# 3 当事者以上の商人間の取引における 契約の解釈について

大 杉 謙 一

- I 本稿の主題と構成
- II 裁判例の分析
- III あるべき判断枠組み

## I 本稿の主題と構成

商人間で行われる帳合取引、介入取引、業転取引、三角取引、循環取引、つけ取引などと呼ばれる取引、すなわち3当事者以上の間で行われる取引の一環として、2当事者間で売買契約、請負契約などの典型契約の形式が採用された場合に、2当事者間の契約紛争において、裁判所は法形式を重視して法的推論を行うべきか、それとも当事者が契約締結時に有していた意図・目的や業界の慣行などを優先して事実の認定・評価を行うべきか、という問題が生じることがある。

本稿は、次の構成を取る。まず、IIにおいて、5つの下級審裁判例の内容を要約し、筆者が各判決のポイントと考える点を判決ごとに指摘する。続いて、IIIにおいて、5つの裁判例を通じてこの種の契約紛争において裁判所が現にとっている思考様式を明らかにし、取るべき思考様式についての筆者の考えを述べる。

## Ⅱ 裁判例の分析

### 1 ①大阪地判昭和60年1月24日判時1170号116頁

X(原告)がY(被告)に、売掛代金として金513万4884円を請求したが、裁判所がYによる相殺の抗弁を認めて、金45万7416円についてのみ請求を認容した事件である。

#### (1) 事実の概要

Xは、繊維・非鉄金属等の内外国取引を業とする会社(商社)であり、Yは、梳毛紡績を業とする会社である。

XはYに対し、支払期日を商品出荷日から120日とすることとして、シルクノイルを売渡した。これが、請求原因(Xの本訴債権)である。

これに対して、Yは次の抗弁を提出した。Yは、昭和55年8月27日、Xとの間に、48単糸サマー4000キログラム(以下「本件商品」という)について、代金を468万円、出荷時期を同年8月末日、弁済期を出荷日から150日目、出荷先を訴外Aとしてこれを売渡す旨の契約(以下「本件契約」という)を締結した。本件契約の代金支払期日は昭和56年1月27日である。YはXに対し、昭和56年3月30日、本件契約に基づく代金債権をもってXの本訴債権とその対等額において相殺する旨の意思表示をなした。

本事件の核をなすのは、この自働債権の成立・効力についてである。そして、本件契約(YX間の売買取引)が一種の循環取引・介入取引に該当するため、売主Yが目的物の引渡義務を果たしたか、YがXに対して信義則上負う告知義務を果たしていなかったのではないかが、両者間で争われた。

(2) 判示

[1] 本件商品の引渡しについて

(a) 認定事実

本件契約は、Aが自ら所有占有している本件商品をYに売渡し、YはXにこれを売渡し、さらにAがこれをXから買い戻すという一連の取引の一環をなすものである。

[a-1] 本件契約の締結と履行の経緯

Aは、撚糸の委託加工及び製造販売を目的とする会社であるが、Xは、従前よりAと関係が深く、Aから担保を徴しつつ、同社に対し5000万円の与信枠を設定して商品を売掛けていた。一方Yは、昭和52年ころから、Aより撚糸を仕入れるようになって取引を開始し、主に買掛けの取引が多く、売上実績は少なく与信枠も小さかった。

Aの営業担当者Fは、昭和55年8月上旬ころ、自己の売上げノルマ達成のため、季節商品である本件商品を売上げる必要に迫られ、Yの営業担当者Wに対し、のちに買い戻すことを条件として本件商品を買取ってもらうことを依頼した。しかしWは、YからAへの売買の与信枠が小さいこともあり、他の商社を介してでなければ出来ない旨を回答した。

そこでAは、同月下旬ころには与信枠に余裕のであるXを間に介在させることとし、Yに対して、本件商品をYを通じXに買い取らせ、これをAがXから買い戻すという取引を申し入れた。

Yは、Xの営業担当者Nに連絡をとり、その仕入れルートを明らかにしないまま、本件商品をAに売却したいので、その取引に介入してもらうよう依頼した。

そのころ、Aの専務もXに対して、Yの与信枠がなくYからは直接買えないので、Xに間に入ってくれるよう申し入れた。

Xは、上記Y、A双方からの申出に応じ、3者の間で、YがXに対して、昭和55年8月27日、本件商品を代金468万円で売渡し、XはAに対し、代

金480万円で売渡すこととし、手形のサイトはいずれも150日の金利なしとする旨の合意に達し、本件契約（Y→Xの売買契約）とX→Aへの売買契約が成立した。

その背景で、YはAから本件商品を代金456万円で仕入れることとしていた。しかし、Xはその事実、即ち、Aが現実に本件商品を所有占有しており、本件の取引は、AからXとYを介してAの下へ一巡する、書類上の取引であることを知らされていなかった。

X、Y及びA間においては、次のとおり伝票類の授受がなされた。AはYに、昭和55年8月27日、同月26日付の納品書及び請求書を交付した。XはYに、Aを出荷先とする同月27日付出荷依頼書を交付し、これに対応して、YはXに対し、同日付出荷案内書をもってAへの出荷の通知を行い、同日付の請求書を交付した。XはAに対し、同年9月1日付請求書、注文請書及び納品書を交付し、同時に本件商品の受領書用紙も送付し、受領書の返送を求めた。Aはこれに応じ、そのころXに対して受領書を送付した。

Aは、昭和55年9月9日、Yから、売買代金の支払いのために額面合計456万円の手形2通の振出しを受けたが、その際、Aの代表取締役Oは、前記のYのXに対する出荷案内書控に「上記商品正に受領致しました」と記載した。

以上のように、本件の一連の取引に関しては、書類は授受されたが、本件商品自体は、現実に移動することなく、終始Aの直接占有下にあった。ところが、Aは、昭和55年9月30日、手形の不渡りを出して倒産し、その際の混乱時に、本件商品は何者かによって搬出されてしまい、その所在は不明となった。

#### 〔a-2〕 繊維製品等の売買における引渡し、商社取引の実態と、本件

繊維製品等の売買においては、商品が売主から買主へ現実に移動する場合よりも、倉庫の荷受（渡）指図書の名義を売主から買主へ書き替えることで引渡しありとしていることが多い。

通常の商社取引において、商社は、書類の授受のみで取引を行っている

### 3 当事者以上の商人間の取引における契約の解釈について（大杉）

ことが多く、本件においても、Xは、Yからの出荷案内書・請求書を受け取ったことで履行を完了したと意識していた。

#### (b) 本件契約の経済的意義

以上の事実によれば、本件でXがした取引は、いわゆる「介入取引」であって、実質的な売主Yと買主Aの間にXが介在し、商社が有している金融力・信用力によって、金融ないし保証的な機能を果たし、売買を円滑にするものである。Xは、本件商品の授受に直接関与することはなく、また本件商品の占有移転の方法についても特段の関心を有していない。つまり、Xにとっては、本件商品を直接占有しているYから引渡しを受けるか、Y以外の第三者が占有している場合にはその第三者から引渡しを受けるかに関係なく、最終的にAが本件商品を占有下に納めることができれば、YとXとの売買においても、本件商品の引渡しがあったとする意思であったと推認できる。すなわち、Y以外の第三者が占有している場合においては、Aに本件商品が占有移転されている限り、XはY・X間の指図による占有移転に対し、黙示の承諾を与えていたといえる。

本件のように、本件商品を当初から占有している者が、最終の買主たるA自身の場合には、現実に商品が取引当事者の間を移動することが省略され、一連の書類の授受によって観念的に本件商品が循環したといえる。とりわけ、本件ではAはYに対し、本件商品を受領した旨のメモを作成交付し、Xに対しても受領書を送付しているのであるから、現実に商品の移動がなく、終始Aの下に存したとしても、法的にはAが本件商品の引渡しを受けたものというべきである。

そうである以上、Y・X間の取引において、本件商品につき指図による占有移転がなされたものといえることができる。

[2] 詐欺による取消しについて

(a) 本件の一連の取引の経済的性質の分析

本件における一連の取引は、最初の売主であるAから、X、Yを経由して、最後にYからAが買い戻すというものであり、商品の動かない書類上の売買である。これは「業転取引」又は「三角取引」といわれるものに相当し、法形式は売買であるが経済実質はXによるAへの金融であり、Yは、Xを介在させることにより、Aからの回収不能のリスクを免れ、このリスクをXに転嫁することができる。

本件において、Xの意図した取引は、前記のとおり「介入取引」であるが、AがXに振出す手形とXがYに振出す手形とはそのサイトが同一であること、Xが本件取引に介入した主たる理由がYのAに対する与信枠が小さいためYA間での直接売買ができないことから、Xの役割はXのAに対する与信枠をYに利用させることにあり、その対価としてXは口銭を取得している。言い換えると、Yは、自らは与信していないAへの売買を、Xの与信枠を利用することで実現しており、経済的な機能において、Yは、Xを介在させることによって、Aの信用を補完し、Aからの回収を確実にしている。従って、Yが本件契約によって、Aからの回収不能のリスクを免れ、このリスクをXに転嫁することは、Yにとって本件契約の本来の目的である。よって、このことは、詐欺（民法96条1項）を構成するものではない。

(b) Xの言い分への判断

Xは、本件契約の実質がAへの与信たる三角取引であることが当初から判明していれば、本件契約を締結しなかったといえ、YはXに取引の実態を告知すべき信義則上の義務があったのにこれをしなかったと主張する。

Xには、取引に関連する投資、融資、立替及び保証については常務会の承認が必要であるとする旨の内規がある。証人Nは、本件の取引が、実質はAに対する与信（内規にいう「融資」）であり特殊な取引であるから、当該内規に抵触すると証言する。もっとも、三角取引でない通常の介入取引

### 3 当事者以上の商人間の取引における契約の解釈について（大杉）

も、その実質的機能は金融ないし保証にあるから、同人が本件取引が内規に抵触すると述べる主な理由は、三角取引が異常な取引であって、相手方の信用について強く疑念を抱かざるをえないという点にあると考えられる。

しかし、（１）繊維業界においては、本件のような三角取引が、暗黙裡にしばしば行われていること、（２）Aは、昭和40年代後半ころから多数回にわたって、この種の取引を実施しているが、いずれも格段の問題を生じていないこと、（３）A（のF）は、自らの売上ノルマを達成するため、Y（のW）に本件取引を申し入れたのであって、Aの経営危機の事実を確知してその救済のためこの申し入れをしたのではないこと、（４）従って、Y（のW）も、Aの経営状況を察知しておらず、従前の三角取引と変わりが無いと信じていたこと、以上の事実が認められる。

そうであれば、この種の三角取引がなされたことのみをもってAの信用が決定的に疑わしいとはいえず、また、Yが、Aに対する信用不安を抱きつつ、あえて本件の取引をしたともいえない。

さらに、商社間の取引において、売主が買主に対し、その商品の仕入れルートを開示することは、通常ありえないことが認められる。

以上を総合すると、Xが健全な与信管理の必要上、内部的に前記のような内規を整備していたとしても、相手方たるYには、本件取引の実態である三角取引の事実を告知すべき信義則上の義務があるとはいえず、詐欺による取消し（民法96条1項）の主張は採用できない。

このように述べて、裁判所は相殺の抗弁を認めた。

#### (3) 本判決の要点

本判決で、YX間の売買契約の解釈が問題になったのは、まず、Yが売主としての引渡義務を果たしたかという点であり、その点で、裁判所は介入取引の特殊性から、現実の引渡しがなくとも、書類がやりとりされたことで、引渡義務が履行されたと評価している。

次に、三角取引であることを知っていればXはこの取引に応じなかったから、そのことを告知しなかったYに対してしたXの意思表示は詐欺によるものであり、Xはこの意思表示を取り消す（そのことによって本件契約を遡及的に無効とし、本件契約から生じる代金債権を自働債権とするYの相殺を否定しようとする）ことを主張したが、裁判所はこれを否定した。このように、信義則上の告知義務の存在（=Xによる詐欺）を否定するにあたって、裁判所は、業界の慣行やかかる慣行についてのXの知識・経験の有無・程度を認定している。

## 2 ②東京地判平成10年4月16日判タ997号223頁

X（甲事件原告、乙事件被告）のY（甲事件被告、乙事件原告）に対する3億円余の請求が満額認容され、YのXに対する1872万円弱の請求のうち43万円弱のみが認容された事件である。

### (1) 事実の概要

Xは、豊田通商株式会社の100%子会社で、主にオフィス家具と内装の販売、クーラー等の家庭電化製品の卸、食品の輸入及び国内卸を業務とする商社である。Yは、食品業界の大手（練製品のトップ企業）である株式会社紀文食品の100%子会社で、紀文食品グループの商事部門を担う商社である。XとYはともに商社であるが、Xが高い信用力を持つのに対して、相対的にはYの信用力は低いといえる。

訴外AとX・Y間には、 $A \rightarrow Y \rightarrow X \rightarrow A$ の商流（順方向取引）と、 $A \rightarrow X \rightarrow Y \rightarrow A$ の商流（逆方向取引）があったところ（あわせて「本件取引」と呼ぶ）、Xは本件取引は介入取引であり、その目的は、介入者であるYがXの信用を補完すること、すなわち、逆方向取引においてAの不払いのリスクをYが負担することにある、と主張した（なお、順方向取引においてはXの不払いのリスクはないと主張している）。Aが破産したことから、Xは上記の主張を前提に、甲事件で、逆方向取引でなされた取引に基づき、Yに対して売買



代金の支払いを求めた。

これに対して、Yは、次のように反論した。本件取引は、法的には売買でも介入取引でもなく、XのAへの融資取引であり、Yの役割は、順方向取引ではXから融資金を受け取りこれをAに交付すること、逆方向取引ではAから返済金を受け取りこれをXに交付することである。そして、両取引においてYの受取りと交付が同日決済とされていることは、受け取ることが交付の条件となっていることを意味する。したがって、逆方向取引において、Yは、Aから支払い（返済金の受取り）がない限り、Xに対して支払う（返済金を交付する）義務はない、と。言い換えると、融資金または返済金を受け取ることが、YがAに支払い（交付）することの条件となっているという「特段の合意」が存在したと、Yは主張（抗弁）している。

## (2) 判示

裁判所は、まず本件取引が開始した当時から、本件取引が終了に至るまでの経緯、Aの倒産までの事実を認定した。本件取引において、逆方向取引の場合には、Aの担当者からXの担当者宛てに仕入れ及び販売の明細を記載した介入依頼書が送付され、両者の協議により取引条件が決定され、これを受けて、AからY宛てに同様の介入依頼書が送付され、XからYへの納品書兼請求書、YからAへの納品書兼請求書が発行送付された。介入口銭は、当初はXYとも各1%であったが、後にYの分は1.5%に値上げされた。Xが（Aへのサービス提供の対価として）取得するいわゆるハネ金利は1.8%（いずれも売掛期間3か月程度の数値）と合意された。本件請求分<sup>1)</sup>には、売買の目的物である商品は存在しなかった。

これらの事実認定に基づき、裁判所は、本件取引は介入取引であるとし、

---

1) 3者間のつけ売買ないし介入取引は、平成4年11月1日から平成6年10月20日頃までの約2年間に順方向取引、逆方向取引合わせて約50回、金額にして約30億円の取引が行われた。「本件（での）請求分」は、これらの取引のうち最終段階のものであるが、それ以外の取引分はすべて決済済みである。

続いて次のように判示した。3者間の取引の実質は(Yのいうように)XのAに対する融資(信用供与)であるが、3当事者が売買という法形式を選択した以上、逆方向取引における代金の支払いについては売買の法形式を尊重すべきであり、Yがその反論において主張する特段の合意がない限り、Yは、Aから支払いを受けられないとしても、Xに対する支払いを免れない。

そして、Yは、平成6年10月18日決済分および同月31日決済分については、Aから支払いを受けることができなかったのに、Xに対し、その点について何ら告知することなく、無条件で約定どおり支払いをしたこと、Yの主張するような特段の合意は、介入取引としては異例であるから、書面により明確化すべきであるのに、このような書面はないこと、Y主張のとおりであれば、Yは何のリスクも負わずに年率で8%以上の口銭を取得することになるが、そのことの合理的説明がつかないこと等を指摘して、特段の合意があったとは認められないとした。

結論として、甲事件におけるXからYへの売買代金支払いの請求を裁判所は全額認容した(乙事件は、YがXに対し、商品を売り渡したことに基づき、売買代金の支払いを求めたものであるが、本稿のポイントからは外れるため、省略する)。

### (3) 本判決の要点

この事件では、3当事者は売買契約の書式を用いて反復的・継続的な取引を行ったが、売買目的物の現実の引渡しはなく、Xは本件取引を介入取引であると主張した。これに対し、Yは、本件取引はXからAへの融資(信用供与)であり、Yの役割は、X(またはA)から受け取ったお金をA(またはX)に交付することであり、一方からの受取りがないかぎり他方への交付の義務は生じない(受取りが交付の条件となっている)という「特段の合意」の存在を主張した。

裁判所は、本件取引の契約締結の経緯、その趣旨を詳しく認定した上で、本件取引を介入取引であるとし、その実質はXからAへの融資であるもの

### 3 当事者以上の商人間の取引における契約の解釈について（大杉）

の、3当事者が選択した売買という法形式を選択した以上、YのXに対する支払義務については売買の法形式を尊重すべきであるとした。それに続いて、Yの主張する特段の合意については、介入取引としては異例であるのにそれが書面で明確化されていないことに加えて、その他の事実をも考慮して、当該合意は存在しなかったと認定し、結論として、Yは、Aからの支払いがなくても、Xに対する支払いを免れないとした。

#### 3 ③名古屋地判平成12年5月31日金判1121号34頁

X（原告）は、昭和46年に設立された、各種動産及び工作物のリースに関する事業、スポーツ用品等の販売、土木建築工事の設計監理施工及び請負業等を目的とする資本金3億6000万円の商社であり、名古屋鉄道株式会社を中心とする企業グループ（名鉄グループ）の一員である。Xは、工事の建設施工につき、建設業の事業認可を得ていて現実に工事を竣工することも可能であるが、実際には、工事を施工することは殆どなく、受注した工事を1社ないし複数の施工業者に下請発注して、中間請負人として取引に参加する場合が殆どである。

Y（被告）は、昭和22年に設立され、各種土木建築工事の設計・監理・施工及び請負等を目的とした資本金約6億0600万円の株式会社である。

本件は、XがY（被告）に4億1000万円弱の支払いを求めたが、請求が棄却された事件である。

なお、本判決に対してXは控訴したが、控訴審は控訴を棄却し（名古屋高判平成12年12月7日、金判1121号28頁）、確定している。控訴審判決には、分析すべき箇所は見当たらないので、省略する。

#### (1) 事実の概要

[1] 裁判所は、X・Yがともに以前から介入取引を行っていたこと、そして、平成8年9月に訴外Aを含む3者間の介入取引が初めて行われたことを事実認定している。以下、具体的に紹介する。

Xは、Xの売上目標が達成できない場合、Aの下請けに入ったり、逆にAを下請けに入れたりして、Aとの間で請負契約の形式で売上げを計上するという方法で、いわゆる介入取引を行っており、それにより、Xは、売上げを計上して売上目標を達成し、1.5%から2%のマージンを取得し、Aは、Xと取引を行うことによって信用を得ていた。

Yは、Aにゴルフ練習場の建設を発注したことからAとの取引を開始し、その後、Aとの取引においてXと同様の形態の介入取引を行うようになった。

[2] X・Y・Aの3者による最初の介入取引は次の通り。XとYは、平成8年9月、Aが実際に工事を施工していたNとKのスーパードーム工事につき、請負契約の形式で、AがXに発注し、XがYに発注し、さらに、YがAに発注する取引形態の循環取引契約を締結し、合計約10億7000万円の売上協力を目的とした介入取引を行った。

[3] 平成9年1月ころ、Aは同月下旬の手形決済の資金繰りに窮し、XないしYから資金の援助を受けるため、Aの専務取締役(k1)は、同月14日、Xのスポーツ事業部長兼委託事業部長(i)に約12億円の融資を依頼するとともに、k1は、同日、Yの代表取締役(o)及び開発事業部長兼外販部長(t)にも、同様に融資を依頼した。

同月16日、Aの代表取締役社長(k2)は、iとtらにAの本社に来社してもらい、再度、融資の依頼を行ったが、Xのiは、然るべき企業に元請けとして入ってもらうことが必要だと述べて融資を承諾せず、一方で、Y(t部長)は、以前行ったNやKのスーパードーム工事の形態であれば、協力してもよい旨回答した。

それを受けて、Aの社長(k2)が、同日、T商事の協力を得られる旨をX(i)に伝え、XはAへの融資に協力することにした。

[4] その結果、AとXは、平成9年1月17日、Aが訴外Bから受注していた新築工事等の3つの工事について、AからXへ合計12億0201万円の各注文書を作成し、さらにXからYへ右3工事につき合計11億9686万円の各注

### 3 当事者以上の商人間の取引における契約の解釈について（大杉）

文書を作成した（つまり平たくいうと、元請け→下請け→孫請けへと、代金を漸減させる契約を結んだ旨の、注文書が作成された）。

XY間で平成9年1月17日に締結された、前原市の前原スーパードームの新築工事についての、Xを発注者、Yを受注者とし、請負代金総額を4億0994万円とする請負契約を、以下「本件契約」という。

Yは、XからY宛での1月17日付け各注文書を信頼して、同月21日、Aに対し、合計金額11億9171万円の約束手形7通（以下「被告手形7通」という。）を振出交付した。Aは、被告手形7通を割引いて、同年1月下旬の手形決済資金として使用した。

[5] ところが、Xは、平成9年1月23日ころ、社内で検討した結果、T商事が取引に参入する形態では取引に応じられないとして、Aに対し、他の商社の介入を要請した。そして、既にAに対して被告手形を振り出しているYが、同月29日ころ、Y宛てに作成した各注文書に従って約束手形を振出交付するようXに要求したのに、Xは、同月末日になっても、右手形を振出交付しなかった。

そのため、A（k2社長）やY（t部長）が、X（i部長）らと折衝した結果、Xは、同年3月3日、上記各注文書記載のとおり約束手形を振り出すことを決定し、同月10日及び20日に、支払期日を同年5月ないし同年7月の各末日とする合計金額11億9686万円の約束手形21通（「本件各手形」という。）をYに振出交付し、各支払期日に決済した。

Yは、Xが決済した本件各手形金を用いて、本件循環取引（A→X、X→Y、Y→Aで成立した各契約を併せて「本件循環取引」という。）に関してAに融資目的で振り出していた被告手形7通を、Yは支払期日に決済した。

Aは、本件循環取引による融資の返済として、同年3月20日、Xに対し、支払期日を同年5月ないし同年7月末日とする合計金額12億0201万円の約束手形26通を振出交付した。

[6] その後、Aは、前記の3工事のうち京都及び鹿児島の新築工事を完成したが、前原の新築工事には着工しなかった。

Xは、同年9月になってもAが右工事に着工する見込みがなかったため、同月18日、Yに対し、本件契約を解除する意思表示をして請負代金の返還を求めたが、Yはこれに応じなかった。

Aは、その後も前原の新築工事に着工することなく、同年12月1日、事実上倒産し、自己破産を申し立てた。Aは、Bから請負っていた前原の新築工事を施工していないため、請負代金の支払いを受けることができず、そのためXも、Aから振出交付を受けていた前記手形金の支払いを受けていない。

Xは、Aの倒産により、Yが本件契約を履行することは不可能な状況になったとして、Yに対し、同年12月5日配達の内容証明郵便で、民法641条に基づき本件契約を解除する旨の意思表示をした。

## (2) 判示

### [1] 本件契約の性質

XとYは、平成9年1月17日、本件契約（前原の新築工事）を、Xを発注者、Yを受注者、請負代金総額を4億0994万円として締結しており、本件契約は形式的には請負契約であるが、実質的にみると、XとYがAから金融（信用供与）の依頼を受け、同社に金融（信用）を供与する目的のため、AからX、XからY、YからAにそれぞれ約束手形を振り出し、Aが、被告手形7通を割り引いて融資（信用供与）を受け、その後、前原その他の地において新築工事を施工し、その請負代金でAがXに振り出した約束手形を決済することで前記融資（信用）を返済することを合意した、いわゆる循環取引の一環であると認められる。

そして、前原の新築工事は、同年12月1日にAが倒産するまで、A、X、Yにより一切、施工されていないことをも考慮すると、XとYが、本件契約によって、Yが前原の新築工事を実際に施工するという請負契約を締結し、右契約に基づきXがYに対し右工事代金を前払いしたとの事実を認めることはできない（Xの主張を排斥）。

### 3 当事者以上の商人間の取引における契約の解釈について（大杉）

Xは、本件契約は、K、Nのスーパードーム工事と同様、X・Yにとって売上実績を計上することを目的として、帳合いで行った介入取引であり、単なる融資目的の契約ではないと主張する。

しかし、証拠によると、本件契約は、K、Nのスーパードーム工事と異なり、Aの資金手当が切迫した状況下で、同社から初めて資金援助を依頼されて成立した本件循環取引の一環としてXY間で締結されたところ、資金繰りに窮するA振出しの約束手形は、Xが受取人として取得している。

そうすると、本件循環取引において、Xは、資金繰りに窮したAが倒産するリスクを負担しなければならないという不利な地位に自ら立っていると言え、XがYと本件契約を締結したのは、売上実績を計上することよりも、密接な関係を有していたAが資金繰りに窮していたのを救済するために融資することが主たる目的であったと認められ、Xの右主張は採用できない。

#### [2] 民法641条に基づく解除の可否

Xは、本件契約が循環取引であっても、当事者が法律構成として請負を選択した以上、その法的形式を尊重して法的効力を判断するべきであり、Xは本件契約の注文者としてこれを解除できると主張する。

この点を検討すると、(1) 本件循環取引に介入したXとYは、前原の新築工事に関わる作業等を一切予定しておらず、Aに融資（信用供与）する目的で、約束手形を交付する原因として、A・X・Yの3者間で循環する請負契約の形式を採用したのであって、3者間では、当初から、AがBから請け負った前原の新築工事をAのみが自ら施工し、その工事代金でAがXに振り出した約束手形を満期日に決済することで、Aに対する融資（信用供与）の決済を完結することを予定したものであり、かかる事情は3者とも了知していた。(2) Yは、XからYへの平成9年1月17日付け注文書を信頼し、右注文書に従ってXが手形を振り出すことで取引が決済されることを前提として、YはAに融資する目的で、同月21日に、合計金額11億

9171万円の被告手形7通を振出交付している。

また、(3) Aが右融資を返済できない場合に、Aが振り出した手形の受取人であるXに代わって、Yがそれにより生じる損失を負担するとの合意が、右3者間でなされていたとの事実は、認められない。(4) そして、本件契約の目的がAに金融(信用)を供与することであったことに照らすと、X→Y、Y→Aにそれぞれ振り出された各約束手形が割引、決済等され、それによってAに金融(信用)が供与されているから、本件契約の目的は既に達成されている。

以上によると、本件循環取引において、Aの倒産リスクは本件契約の締結を主導したXが負担することが予定されていたと認められ、Aが前原の新築工事を施工したか否かは、AがX・Yから受けた融資の返済を予定どおり実施できるか否かという問題に過ぎず、請負契約の内容をなす右工事を実行することが、本件契約の本質的な要素になるとは認められない。

そうすると、たとえ、YがXとの間で、Aに融資するため、本件契約において前原の新築工事の請負契約という法形式を採用することに合意していたとしても、融資目的である本件契約の締結を主導し、Aの倒産リスクを負担することにしたXには、既にAに対する融資を実行したYに対し、契約の形式上の目的とされた工事が施工されないことを理由として民法641条による契約解除権が生じることはない。このように解するのが、契約当事者であるX・Y間の合理的な意思解釈である。

これに対して、Xは、本件契約はYが主導して行ったもので、XがAに金融を受けさせる意図で行ったものではなく、YがAとの間で右介入取引と異なる意図を有していたとしても、事情を知らないXには対抗できないと主張する。

そこで事実関係を精査すると、XはAの資金関係に積極的、主体的に関わっていて、本件循環取引は、Xが主導してAに金融を受けさせる意図で成立させたことが明らかである。Yは、AとXの要請により、本件循環取引に介入して、本件契約を締結したものと認められる。よって、「本件契



### 3 当事者以上の商人間の取引における契約の解釈について（大杉）

約はYが主導して行ったもので、XがAに金融を受けさせる意図で行ったものではなく、YがAとの間で右介入取引と異なる意図を有していたとしても、事情を知らないXには対抗できない」とのXの主張は採用できない。

#### [3] 不当利得の成否

##### (a) 法律上の原因を欠くことについて

Xは、仮に本件契約を解除できないとしても、原因関係が解消され不存在となっているから、Yに対し、不当利得返還請求権を有していると主張する。

そこで検討すると、X・Yが本件契約を締結した目的はAに金融を供与することであり、その方法として請負契約の形式をとったものである。そうだとすると、XはAに融資を実行するため本件各手形をYに振り出したものだから、本件各手形の原因関係が不存在であると認めることはできない。

次に、Xは、本件契約と不可分一体であるBとAの請負契約が解消されたから、本件契約における手形振出行為の原因関係も解消されたと主張するため、これを検討する。

本件契約では、Yを介してAが得た融資をXに返済する方法として、AがBから「前原の工事の施工」により取得する請負代金を引き当てにすることが予定されていた。しかし、これはAの返済計画に過ぎず、またBは本件循環取引の当事者ではないから、B・A間の請負契約は本件契約とは別個のものと認められる。その他にも、B・A間の請負契約が、本件契約と不可分一体であると認められる事情は存在しないから、Xの主張は採用できない。

##### (b) 利得について

Yは、本件循環取引に基づいて、Xから平成9年7月31日までに手形金として合計11億9686万円の支払いを受けているが、他方、Yは、自身がA

に振り出した被告手形7通(合計金額11億9171万円)を同日までに決済している。この事実を照らすと、Yが手形金を取得したことにより、利得を得たとは認められない。

なお、Yは、Xから取得した金員とAに支払った金員の差額として515万円を得ているが、本件循環取引は、Aに融資する目的でX主導で行ったもので、XもYに支払った手形金を超える合計12億0201万円の約束手形をAから受け取っていたことや、本件循環取引の対象とされた京都、鹿児島の新築工事は現実にAによって施工されていることからすると、Yの手元にある差額515万円は、本件循環取引によりYが経費等として正当に取得できる金員であり、Yが本件契約によって不当に利得したとは認められない。

よって、Xの予備的請求も理由がない。

### (3) 本判決の要点

本事件・本判決は、事実・評価のさまざまな点で、先の(2)判決と対照的である。この点について、本稿のⅢ 1で、両者を対比しながら論じることとしたい。

## 4 ④東京地判平成26年7月15日判時2238号58頁

X(原告)がY(被告)に対して、債務不履行(不完全履行)を理由として5億5287万1273円の損害賠償を請求したところ、そのうち5286万3798円の請求が認容され、その余の請求が棄却された裁判例である。

本件訴訟では、法律上の争点ではXの主張が大部分で認められているが、上記のように認容額が請求額に占める割合が約10分の1にとどまった主たる理由は、Xの主張する損害・損害額の大半を裁判所が認めなかった点にある。

### 3 当事者以上の商人間の取引における契約の解釈について（大杉）

#### (1) 事実の概要

##### [1] 争いのない事実

本件は、XがYから購入した韓国産の化成肥料「苦土燐加安1号」（以下「本件原料」という。）に植物の生育障害を惹起する物質が混入していたため、本件原料を使用してXが製造・販売した花き・緑化用肥料「グリーンマップ〈2〉」（以下「本件肥料」という。）を施肥した植物に生育障害が発生し、Xが損害賠償を余儀なくされ、本件肥料の販売を取りやめ損害を被ったとして、Xが主位的に不完全履行の債務不履行による損害賠償を請求する事案である（予備的請求は省略する）。

Xは、肥料、飼料、農薬及び土壌改良資材の製造並びに売買等を目的とする株式会社である。Yは、各種高压ガス並びに同生産供給設備及び容器、器具の販売、食料、肥料、飼料、農産、畜産、水産、林産、天然物及びこれらの加工品並びに酒類、清涼飲料等の販売、内外各種商品の販売及び輸出入業等を目的とする株式会社である。

Xは、平成18年7月ころより、Yとの間で、Yに金銭を支払って、訴外A（韓国の太臨F&F CO）が製造した本件原料の引渡しを受ける取引（以下「本件取引」という。）を行っていた。

本件取引では計7回売買契約書が作成された。

Xは、平成19年10月30日までに、Yとの間で、本件原料1万8000キログラムにつき、契約金額408万6000円（税抜き）とする「売買契約書」（以下「本件契約書（第6回）」という。）を作成し、Yは、同年11月30日までに、本件原料合計1万8000キログラム（本件原料（第6回））をXに引き渡した（本件取引（第6回））。Xは、平成20年3月31日までに上記代金に消費税分を加えた429万0300円をYに支払った。

Xは、平成20年1月頃、Yとの間で、本件原料1万8000キログラムにつき、契約金額397万8000円（税抜き）とする「売買契約書」（以下「本件契約書（第7回）」）といい、本件契約書（第6回）と併せて「本件各契約書」という。）を作成し、Yは、本件原料合計1万8000キログラム（本件原料（第7回））をXに

引き渡した(本件取引(第7回))。Xは、同年5月31日までに上記代金に消費税分を加えた417万6900円をYに支払った。

Xは、本件原料と化成肥料である「エコキープ676」(以下「エコキープ」という。)を混合して本件肥料を製造・販売していたところ、取引先が本件肥料(第6.7回)を使用した結果、苗等に生育障害が発生する事態(以下「本件生育障害」という。)が生じた。なお、本件原料(第6回)には、本件原料(第1～5回)には含まれていない過塩素酸カリウムが含まれていた。

## [2] 争いのある事実についての認定

### (a) 本件取引開始に至る経緯

XとYは、本件取引以前、中国産の肥料について取引をしていた。XとYの中国産肥料についての取引は、Yの方から肥料のメーカーや商品をXに提案する形をとっていたところ、中国産肥料の取引は保税転売の形をとっていた。

平成17年11月13日から同月18日にかけて、当時Xの代表取締役であったB4とYの担当者B5は、中国産肥料の取引に関する営業の一環で、上海を訪れた。

XのB4は、同年12月8日、YのB5に対して、韓国の肥料導入に関する相談をしたいと話を持ち掛け、B5とB4らは実際に本件原料に関する打ち合わせを行った。

B4、B5及びY'(Yの在韓子会社)の担当者2名は、平成18年1月19日から同月21日にかけてAを訪問した。その際、B4は、Aに対して、製造ラインと品質管理は問題ないが、品質に関して改善する点があるということで改善を求めた。

Xは、同年2月8日、Y'の担当者に対して、Aから本件原料のサンプルが届いたので、その旨Aに伝えてほしい旨を伝え、同年3月6日、XはYに、Aの製造した本件原料の試作品について、水溶性窒素の値が目標値よりも低いことを報告した。

### 3 当事者以上の商人間の取引における契約の解釈について（大杉）

Xは、同年4月14日、訴外U分析センターに本件原料の試作品の成分分析を依頼し、その結果をYに対して送付した。

Xの担当者であるB6は、同年5月15日、YのB5に、本件原料の輸入についての輸入計画案を示した。

YのB5、XのB4ほか1名、訴外C社担当者及びY'の担当者は、同月12日から同月15日にかけて、Aを訪問し、その工場の製造工程の検査を行い、Aの設備に問題がないこと、製造工程が前回訪問時に比べて大幅に改造され改善が見られるが、窒素成分の割合の低さについての課題があること、その課題は改善可能であることなどが確認された。

Xは、同年7月4日、Yに対して、本件原料（第1回）を発注し、これにYが応じることにより本件取引が開始した。

#### (b) 本件取引（第6回）前後の経緯

Yは、Y'を通じてAから本件原料の取引についての交渉を依頼されていた。他方、Xは、本件取引の開始当初、Yに対して本件原料のサンプルの送付を依頼し、YがY'を通じてAに指示することにより、Aから直接Xにサンプルが送付されていた。

Xは、Yに対して、本件取引（第2回）以降の本件原料のサンプルの成分分析の結果についても報告を行い、注文の予定をYに伝えており、本件原料の品質についてYを通じてAと交渉していた。

Xの担当者2名、Yの担当者及びY'の担当者は、平成19年4月16日から同月18日にかけてAを訪問し、本件原料の値上げの問題等について議論し、製造工程の確認も行った。

Xは、同年5月8日、Yに対して同年12月までの本件原料の発注計画を伝えた。Xは、同年8月9日、Yに対して、規格値を定めて、本件原料（第6回）を発注した。

Xは、同月20日頃、U分析センター及び財団法人日本肥料検定協会に本件原料（第6回）のサンプルの成分分析を依頼した。

Xは、同月28日、Yに、本件原料（第6回）のサンプルの成分分析の結果、く溶性リン酸が成分切れであることを伝え、この成分値では受入れ困難であるので、原因説明と成分切れのない商品の手配を依頼した。

Yは、同年10月16日、Xに対して、メールで、Aから本件原料（第6回）の出荷指示の問い合わせが来ているので、先行サンプルの可否の判定をするよう依頼した。Xは、先行サンプルの分析結果は既に伝えたように水溶性窒素成分が高めだが、出荷をどうするかは上司（B4）と相談して連絡する旨返信したが、結局は水溶性窒素成分が高いままで本件原料（第6回）を引き取ることになった。

Xは、同年11月15日、Yに、規格値を定めて第7回以降の本件原料発注及び発注の予約を行った。Xは、同月28日、Yに、本件原料の価格について、本件原料（第6回）は品質に問題があったことを理由とする値引きの金額の連絡を要請した。

(c) 本件取引の内容について

本件取引（第6、7回）の契約書はいずれもYが用意していた。本件原料の輸入業者保証票には、輸入した生産業者の名称欄にXの商号が記載されている。また、本件原料（第1、6、7回）の輸入許可通知書には、輸入者としてXが記載されており、輸出者としてY' が記載されている。

本件原料は、AからY' に供給されており、Y' は、本件原料（第6回）の対価として、Aに対して331万2000円を支払っている。

本件取引（第1回）の取引金額は396万円である。本件原料（第1回）について、Yは、Y' から供給を受けるに当たり、Y' に対して352万2600円を支払っている。

本件原料（第6回）について、Yは、Y' から供給を受けるに当たり、Y' に対して354万6000円を支払っている。本件原料（第7回）について、Yは、Y' から供給を受けるに当たり、Y' に対して365万4000円を支払っている。

### 3 当事者以上の商人間の取引における契約の解釈について（大杉）

#### (d) 本件生育障害発生後の経緯

平成20年3月末頃、本件肥料（第6回）につき、生育障害が発生しているという情報もたらされた。

Xは、同年4月2日、Yに対して本件原料にホウ素が使用されていることを指摘し、AないしY'に対して、今後は使用しないように指示を要請したところ、YはY'にその旨伝えた。

Xは、同月10日、本件肥料の取引先に対して、本件肥料（第6、7回）に生育障害を起こす要因はないと考えている旨記載した文書を配布し、同月16日には補足文書を配布した。その後、Xは、本件肥料（第6、7回）の取引先と個別に損害賠償等について交渉を開始した。

XとYは、同月18日、本件生育障害についてXと打ち合わせを行った。

Xは、同月21日から同月22日にかけて、本件肥料（第6、7回）の取引先に本件肥料（第6、7回）の回収を通知した。

Xは、同月22日、Yに、本件原料について詳細に調査する必要があるとして、Aを訪問・視察したい旨伝えた。

Xは、同年5月15日、本件肥料（第6、7回）の取引先に対して、残土処理の費用はXが負担する旨記載した文書を配布した。Xは、翌16日、本件肥料（第6、7回）の取引先に、本件生育障害の原因が判明するまでは、エコキープの販売を出荷停止とする旨記載した文書を配布した。

Yは、同日、Y'担当者ほか1名とAを訪れた。

XとYは、同月20日、Xから3名、Yから3名が出席して、本件生育障害についての打ち合わせを行い、その際、XからXに対するクレーム状況及びそれに対する対応状況並びに被害状況等についての報告があった。その中で、Xは、クレーム品の分析調査を行ったが、肥料成分、有害成分ともに問題がなく、農薬の検出がなかったこと、Aの現地調査でも特に異常はなかったことなどを明らかにした。

しかし、同年6月11日、Xは、Yに対して、本件生育障害の発生原因は、本件原料（第6、7回）にあることを明らかにした。

(2) 法律問題に関する裁判所の判断

[1] 争点 (1)

本件生育障害の発生原因は、本件原料 (第6, 7回) に混入していた過塩素酸カリウムである。

[2] 争点 (2) (本件取引 (第6, 7回) に係るXとY間の契約関係は売買契約か輸入補助ないし輸入代行契約か) について

(a) 本件取引の契約書には「売買契約書」と明記されているところ、本件取引の契約書を準備したのはY自身であるから、本件取引 (第6, 7回) に係るXとY間の契約は売買契約と推認される。

そして、上記契約書には、YはXに商品を「転売する」旨が記載されているところ、本件原料は、AからY'、Y'からY、YからXへとそれぞれ引き渡されており、その対価は後になるにつれて上乗せされているのであるから、AからY'、Y'からY、YからXへと転売されたと見るのが自然であり、これは前記推認を裏付けるものといえるから、本件取引 (第6, 7回) に係るXとY間の契約関係は、売買契約と認められる。

(b) これに対して、Yは、荷受人 (Y) と輸入業者 (X) が違う場合に輸入許可を得るために両者の関係を証明する必要があるところ、売買契約書がその証明書類として用いられたに過ぎず、XとAが、Yが関与する前から本件原料の輸入に関する協議を行っており、本件原料のサンプルの送付もAからXに対して直接送付されていたことからすれば、本件取引 (第6, 7回) に係るXとY間の契約関係は、輸入補助ないし輸入代行契約に過ぎないと主張する。

しかしながら、本件取引の開始前後を問わず、Xは、Yを通じてAに対して品質等の点について指示を出しており、また、Aも、Yを通じてXと交渉するなどしていたから、Yの果たした役割は輸入代行ないし輸入補助にとどまるものではなかったというべきである。

また、Yは、平成17年12月8日にXがYに送信したメールで、初めてXか



### 3 当事者以上の商人間の取引における契約の解釈について（大杉）

ら韓国産肥料の輸入の話聞いたと証言するところ、平成17年にAの担当者がXを訪問したことがあることは認められるものの、XとAが、Yが関与する前から本件原料の輸入に関する協議等を行っていた事実を認める証拠はなく、上記証言を前提にYの役割が輸入補助ないし輸入代行にすぎなかったとするYの主張を採用することはできない。むしろ、XとYは、本件取引以前に中国産肥料の取引をしており、平成17年11月半ばには中国産肥料の営業の一環で上海に行ったこと、本件取引を始める前にAの工場見学等を行った際もYが同行していることが認められ、これらの事実を照らせば、Xが海外から原料を輸入するに当たってはYに手続等を任せていたことがうかがえるのであり、Xが自ら単独でAからの原料の購買交渉を進めていたと認めることはできない。

[3] 争点(10)（本件取引（第6、7回）が介入取引で、瑕疵についてXとAとの間で処理する合意等が存在したか否か）について

介入取引の本質は、介入の目的が介入前の売主に対する金融支援又は介入後の買主に対する信用供与であるという点にあるところ、Y主張のとおり、Xは本件原料の代金の支払を3~4か月猶予されていたことは認められるものの、これをもってYの介入の目的がXに対する信用供与であるということとはできない。また、Yの介入の目的がY'又はAに対する金融支援であると認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件取引（第6、7回）が介入取引に該当するとして、Yが損害賠償責任を免れるということとはできない。

#### (3) 本判決の要点

本事件で問題になったのは、「A（韓国の製造者）→ Y'（Yの在韓子会社）→ Y → X」という取引につき、①実質はAからXへの国際物品売買であり、YはXに対して輸入補助ないし輸入代行というサービスを提供する契約が成立していたとみるか、あるいは、②AとXの間の売買にYが介入取引と

して介入して、介入前の売主 (Y' またはA) に対する金融支援、または介入後の買主 (Y) に対する信用供与をなしていたとみるか、それとも、③法形式通りYX間に売買契約が成立したものであり、目的物は「A→ Y' → Y → X」と順次転売されたとみるか、である。

裁判所は、契約書の表題が「売買契約書」であり、目的物が実際に各当事者間で順次引き渡され、その際の代金額も取引を経るたびに上乘せられていること等を理由に、上記のうちの③を採用し、本件でのYX間の契約は売買であるとし、債務不履行 (不完全履行) を理由とする賠償請求の一部を認容している。

## 5 ⑤大阪地判昭和56年4月13日判タ454号130頁

X (原告) が、Y (被告) との間で革靴の売買契約を結んだと主張し、これに基づき売買代金の返還等を請求したが、裁判所はこれを棄却した (反訴でYはXに報酬等を請求し、一部認容されているが、省略する)。

### (1) 事実の概要

XはYから本件各靴 (後掲) を所定の価格で買い受ける旨の売買契約を締結したと主張しているが、そのような事実はない。

かえって、証拠によると、次の事実が認められる。

革靴製品は、制度上、通産大臣の輸入割当てを受けた者しか輸入できない。輸入割当ての枠を有していない業者は、枠を有する業者に輸入手続の代行を依頼するのが通例である。

Xは服飾雑貨の売買を業とするもので、革靴の輸入割当ての枠を持っていなかった。Yは繊維製品・洋品雑貨の売買、直輸入を業としていたので、XはYを通じてイタリアから輸入しようと考え、訴外Aと一緒にイタリアの訴外Bを訪れ、各種の靴を見てこれを購入することを決め、Bに対してYに商品見本を送るよう依頼した。

その後、BからYに見本の靴3対が送られてきた。その頃、Xは再びBに

### 3 当事者以上の商人間の取引における契約の解釈について（大杉）

赴き、婦人用靴341対（本件各靴）の購入を決意し、Bと交渉して価格や飛行機による船積みの時期等を決めた（Yはその交渉には全く関与していない）。

Xは、昭和54年7月17日、Yに対して正式に本件各靴の輸入手続の代行を依頼し、所定の内容の輸入代行契約が締結された。そこでは、代金のうち所定の一部は現金前払いとし、残金は約束手形で支払う旨が約定された。

当時、Yは自身も外国から靴を輸入したことはなく、革靴の輸入割当ての枠を持っていなかったため、訴外Cを介して、訴外Dの有する輸入枠を借りて、Yは、Dが邦銀に依頼して発行された信用状を受け取り、注文書等の必要書類を作成して、Xに代わって、Xのために本件各靴の輸入手続を代行した。信用状等の必要書類の作成に当たっては、書面上、Dを買主として記入したが、本件各靴の品名、数量、代金、飛行機による船積みの時期等は、XがBと取り決めた内容をそのまま記入した。

#### (2) 判示

以上の事実を照らすと、XはYとの間で、昭和54年7月17日、Xが主張する売買契約を締結したのではなく、XがBと事実上取り決めた本件各靴の購入条件に従い、YがXに代わってこれをイタリアから輸入する手続を行う、いわゆる輸入代行契約を締結したものと認められる。

Xは、信用状等の書類上の買主がDとなっていること、Bの債務不履行に対してクレームを付け、代金の支払いを拒絶できるのはDであること等の理由を挙げて、本件各靴はXがYから買い受けたものであると主張する。しかし、輸入手続の制約から書類上はCを介してYの依頼を受けたDが買主となったに過ぎない。本件各靴の品名、数量、船積み時期をBと交渉して決めたのはXであり、YやDではない。CやDには、本件各靴を自己の計算において買い受けて輸入する意思はなかった。以上に照らすと、Yは、Xから本件各靴の輸入代行事務を依頼されたに過ぎないものと認めるのが相当である。

(3) 本判決の要点

先に4で概観した④判決では、裁判所は、XY間の契約は売買(売主Y、買主X)であり、Yの主張するような輸入補助契約ないし輸入代行契約ではないとした。

他方、⑤判決は、外国(イタリア)の業者であるBが製造した革靴を、XがYを通じて購入しようとして契約を結んだという事例であり、④事件と一定の類似性が認められる。しかし、裁判所は、契約締結の過程・経緯に照らして、Xが主張するようなYとの間の売買契約はなく、両者の関係は輸入代行契約である、と判断した。信用状等の書類に買主としてDの名称が記載されたことは、XY間の関係を売買契約とみることにはつながらず、また、本件の取引を輸入代行契約と評価・認定することを妨げなかった。

このように、④判決と⑤判決は、外形の類似する事例について異なった判断(④は売買契約、⑤は輸入代行契約)を示したが、いずれの判決においても、裁判所は、契約締結当時の過程・経緯に照らして契約の性質決定を行っている。このような裁判所の着眼点、判断手法について、次のⅢで詳しく検討する。

### Ⅲ あるべき判断枠組み

#### 1 ②判決と③判決の関係

まず、②判決では、裁判所は、当事者の選択した売買の法形式を尊重すべきであるとし、Yの主張する特段の合意はあまりにも不自然であるとしてその存在を否定して、Xの請求を認容している。筆者は、そのような判断に裁判所が至った理由の1つは、当事者双方が訴外Aの窮状を知らず、「本件請求分」(本稿の注1)と、それに対応する本文を参照)にかかる契約の締結時にも従来の延長で取引をしたこと、すなわち従来と同様に、「平常時におけるXのAへの信用供与」を目的として、XとYが当該取引をしたことにあるのではないかと考える。また、当該取引に当事者が託した目的

### 3 当事者以上の商人間の取引における契約の解釈について（大杉）

は、売買契約という法形式から導かれる法律効果と親和的であった（当事者が、望む効果に適した法形式を選択した）というのが、この事件の特徴である。

他方、③判決では、当事者が選択した法形式は請負契約であるが、裁判所は、その実質は循環取引の一環であると認定し、通常の請負契約であれば認められるであろうXの法的主張を排斥し、Xの請求を棄却している。筆者は、Ⅱ 3(1)の [3] から [5] の事実が本判決のポイントであると考ええる。すなわち、平成9年1月頃、Aは資金繰りに窮し、XまたはYから資金援助を得ようとし、XY双方がAの窮状を認識した上で、両者は本件取引および本件循環取引に参加しており、その際、XがAの倒産リスクを負担することがこれらの取引（契約）の目的であった。つまり、②判決の「平常時におけるXのAへの信用供与」とは異なり、③判決では「非常時におけるXのAへの信用供与」が事の実態である。

そのことを、③判決は、「平時の介入ではなく、非常時であることに鑑み、循環取引の一環である」というレトリックで表現している。そして、ここの「介入取引」「循環取引」等の用語は、典型解約に準じる概念として用いられているというよりも、「いずれがリスクを負担するか」という機能に照らして、この2つの語が対比されている。このように理解すれば、③判決に内在するロジックには合点がいく。

すなわち、②判決は当事者の選択した法形式を尊重したのに対して、③判決は法形式と異なる実質を優先させているが、これは「学説が対立している」のではない。そうではなく、「法形式と経済実質（当事者が契約に託した目的、そこで構造化された双方の対立利益の具体的内容）のいずれを優先するかは、ケースバイケースであり、それは事実の認定・評価により決せられる」という（当然の）理を、②判決と③判決は共有していると考えられる。「法形式を尊重すべき」という②判決の表現は、結論を端的に言い換えたものに過ぎず、他の事件にも及ぼされるべき一般論を述べたものと受け止めるべきではない。

付言すると、②判決と③判決の結論の違いは、「売買」と「請負」という法形式の違いから生じたものと解することも、妥当でない。すなわち、②事件では、これまでの経緯、業界慣行と同様の取引が、今回も継続して行われているのに対して、③事件では、同じ当事者間で同じ（法）形式の取引が行われているものの、今回の取引はこれまでの経緯・慣行とは異なる旨を両当事者が了解しつつ行ったものである。そのため、従来の取引においては、当該取引に当事者が託した目的（売上目標の達成と、信用補完）は、請負契約の法律効果の間に齟齬はなかった（当事者が、望む効果に適合する法形式を選択した）のに対して、今回の取引では、法形式（請負契約）と取引の目的（非常時の倒産リスクの負担）の間に齟齬が生じてしまった、と理解すべきである。

## 2 ①判決について

以上の1での理解を踏まえて、①判決に戻ると、同判決は、本稿1(2)[1](b)において、Xのした取引は「介入取引」と述べ、同[2](a)においてはX・YおよびAの取引を「業転取引」「三角取引」と呼んでいる。しかし、契約の性質決定に問題の本質があると理解すべきではない。裁判所の判断の実質は、具体的な法律問題、ここでは目的物の引渡しの有無、詐欺の成否を判断する前工程として、当事者が本件契約に託した目的を明らかにする点にあり、そこでは「介入取引」「業転取引」「三角取引」などの呼称が、取引の要点を把握する際の「認識の枠組み (cognitive framework)」として機能している。

そして、法形式との関係でいえば、「介入取引」であることは本件契約が売買契約であることと矛盾しないが、目的物の引渡義務の履行の有無を論じる際には、売買契約であることから結論を導くことはできず、介入取引としての特殊性を合わせて勘案することで、この問題を解くことが可能となっている。また、「業転取引」「三角取引」の語は、XがYに詐欺を働いたかを判断する際に用いられている。この問題も、売買契約であること

からは結論を導くことができないところ、「業転取引」「三角取引」という概念を経由することで、商社であるXの業界知識・経験を測るという着眼点に到達した、ということではないかと思われる。

### 3 ④判決と⑤判決について

次に、④判決では、(本稿Ⅱ(3)のマル数字を( )数字に置き換えた)、(1) 実質はA → Xの売買で、Yは輸入補助ないし輸入代行をしたか、(2) AX間の売買にYが介入取引として介入して売主に金融支援を、買主に信用供与をしたか、それとも、(3) YX間の売買契約という法形式を尊重するか、という契約の性質決定について、意見が対立し、裁判所は(3)を採用した。

もっとも、1, 2での理解を踏まえて再考すると、問題の本質は契約の性質決定とは異なる箇所にある。まず注目すべきは、Ⅱ 4(1)の[2](a)と(b)、すなわち「本件取引開始に至る経緯」と「本件取引(第6回)前後の経緯」である。この箇所を読むと、本件取引において、前段落の(2)にいうような金融的な役割をYが果たした事実はないが、(1)の輸入補助・代行的な役割をYが果たしていることが分かる。しかし、Yが果たした役割はそれを超えるものであったことが、同(2)[2](b)の「しかしながら」から始まる段落で認定されている。

この④事件においても、②事件と同様、取引に当事者が託した目的は、売買契約という法形式から導かれる法律効果と親和的であった(当事者が、望む効果に適した法形式を選択した)というのが、裁判所の判断の要点であろう。

そして、この④判決と⑤判決とは、外形の類似する事例について異なった判断を示したが(前者は売買契約、後者は輸入代行契約)、Ⅱ 5(3)で述べたように、いずれの判決においても、裁判所は、契約締結当時の過程・経緯に照らして契約の性質決定を行っており、両者の間に齟齬はないと考えられる。

#### 4 まとめ

仮に以上の1から3の分析が正しければ、帳合取引、介入取引、業転取引、循環取引などにおいて、これまで裁判所が行ってきた事実の認定と評価は、合理的なものであるといえ、同じ枠組みは今後も採用されるべきである。

すなわち、3当事者以上の間で行われる取引の一環として、2当事者間で売買契約、請負契約などの典型契約の形式が採用された場合で、2当事者間の契約紛争が生じた際には、裁判所は、法形式と、当事者が契約締結時に有していた意図・目的や業界の慣行などの、いずれか一方だけではなく、両方に目配りして、事実の認定・評価を行うべきである。そして、そこでの要点は、「取引に当事者が託した目的は、法形式から導かれる法律効果と親和的であるか」にある、言い換えると「当事者が、望む効果に適した法形式を選択したか」否かにあるというべきである。

(本学大学院教授)